

石垣市国民保護計画の概要

石垣市国民保護計画の位置づけ

【 国(政府) 】

国民の保護に関する基本指針(H17.3月)

- ・国民保護の実施に関する基本方針
- ・国民保護計画及び業務計画の作成の基準
- ・想定される武力攻撃事態の類型
- ・類型に応じた避難、救援、武力攻撃災害への対処措置など

内閣総理大臣に協議

【 指定行政機関(各省庁) 】

国民保護計画

- ・指定地方行政機関が実施する国民保護措置と実施方法に関する事項

【 沖縄県 】

沖縄県国民保護計画

- ・県の区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項
- ・市町村国民保護計画及び指定地方公共機関国民保護業務計画を作成する基準となるべき事項等

【 指定公共機関 】

国民保護業務計画

- ・指定公共機関が実施する国民保護措置の内容及び実施方法に関する事項

知事に協議

【 石垣市 】

国民保護計画

- ・市の区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項等

【 指定地方公共機関 】

国民保護業務計画

- ・指定地方公共機関が実施する国民保護措置の内容及び実施方法に関する事項

石垣市国民保護計画の構成

全
般

第1編 総論

【総括的事項】

○市の責務 ○国民保護措置に関する基本方針 ○業務大綱等

平
素

第2編 平素からの備えや予防

【平素に備えておくべき事項】

○組織、体制の整備 ○関係機関との連携
○避難・救援への平素からの備え ○物資、資材の備蓄、整備
○普及啓発等

有
事

第3編 武力攻撃事態等への対処

【武力攻撃事態等における具体的対応に関する事項】

○初動体制 ○市対策本部の設置 ○警報、避難の指示
○救援 ○武力攻撃災害への対処 ○被災情報の収集、提供
○国民生活の安定

第4編 復旧等

【復旧に関する事項】

○ライフラインや輸送路の応急の復旧 ○損失補償 等

第5編 緊急処理事態等への対処

【緊急処理事態(大規模テロ等)における対応】

○武力攻撃事態等に準じて対応

石垣市国民保護計画の構成

第1編 総論

- 第1章 市の責務、計画の位置づけ、構成等
- 第2章 国民保護措置に関する基本方針
- 第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等
- 第4章 市の地理的、社会的特徴
- 第5章 国民保護計画が対象とする事態

第2編 平素からの備えや予防

- 第1章 組織・体制の整備
 - 第1 市における組織・体制の整備
 - 第2 関係機関との連携体制の整備
 - 第3 通信の確保
 - 第4 情報収集・提供等の体制整備
 - 第5 研修及び訓練
- 第2章 避難及び救援に関する平素からの備え
- 第3章 生活関連等施設の把握等
 - 第1 生活関連等施設の把握等
 - 第2 市が管理する公共施設等における警戒
- 第4章 物資及び資材の備蓄、整備
- 第5章 国民保護に関する啓発

第3編 武力攻撃事態等への対処

- 第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置
- 第2章 市対策本部の設置等
- 第3章 関係機関相互の連携
- 第4章 警報及び避難の指示等
 - 第1 警報の伝達等
 - 第2 避難住民の誘導等
- 第5章 救援
- 第6章 安否情報の収集・提供
- 第7章 武力攻撃災害への対処
 - 第1 武力攻撃災害への対処
 - 第2 応急措置等
 - 第3 生活関連施設における災害への対処等
 - 第4 NBC攻撃による災害への対処等
- 第8章 被災情報の収集及び報告
- 第9章 保健衛生の確保その他の措置
- 第10章 国民生活の安定に関する措置
- 第11章 特殊標章等の交付及び管理

第4編 復旧等

- 第1章 応急の復旧
- 第2章 武力攻撃災害の復旧
- 第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等

第5編 緊急対処事態等への対処

第1編 総論

国民保護措置に関する基本的方針

1. 基本的人権の尊重
2. 国民の権利利益の迅速な救済
3. 国民に対する情報提供
4. 関係機関相互の連携協力の確保
5. 国民の協力
6. 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重その他特別な配慮
7. 高齢者、障がい者、外国人等への配慮及び国際人道法的確な実施
8. 国民保護措置に従事する者等の安全の確保
9. 地域特性への配慮

国民の協力

国民は、国民の保護のための措置の実施に関し協力を要請されたときは、必要な協力をするよう努める(国民保護法第4条第1項)

国民保護法では、国民に協力を要請できる場合を限定

【協力を要請できる内容】

- ① 避難住民の誘導、救援
- ② 消火活動、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃への対処に関する措置
- ③ 保健衛生の確保
- ④ 避難に関する訓練への参加

○協力の要請を行う場合は、安全の確保に十分配慮

○国民が協力の要請に応ずるか否かは任意とし、義務とはしない

○国や地方公共団体は、要請に基づく協力により、国民が死亡・負傷した場合は、その損害を補償

○市は、住民の自主的な防災組織やボランティアの国民の保護のための活動に対し、適切な情報提供等により必要な支援を行う

第1編 総論

石垣市の地理的、社会的特徴

- ★石垣島の地形、気候について
- ★人口・世帯数の分布等について
- ★道路の位置等について
- ★港湾の位置等について
- ★空港の位置等について
- ★水道施設、電力施設について

第1編 総論

対象とする事態

○武力攻撃事態の4類型

- ①着上陸侵攻 ②ゲリラや特殊部隊による攻撃
- ③弾道ミサイル攻撃 ④航空攻撃

○緊急対処事態の4類型

- ①危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態
(可燃性ガス貯蔵施設等の爆破等)
- ②多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態
(大規模集客施設等の爆破等)
- ③多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態
(炭疽菌等生物剤、サリン等化学剤の大量散布等)
- ④破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態
(航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ等)

第2編 平素からの備えや予防(その1)

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、平素から次のような整備を行う。

○市における組織・体制の整備

職員の参集基準、初動体制の確立、交代要員等確保の整備など

○関係機関との連携体制の整備

防災のための連携体制も活用した関係機関との連携体制整備、国・県・市・関係機関との計画の整合性の確保、相互の意思疎通など

○非常通信体制の整備など通信の確保

情報伝達ルートが多ルート化や非常用電源の確保など

○情報収集・提供等の体制整備

防災における体制を踏まえ、効率的に情報の収集、整理及び提供するための体制の整備など

○避難及び救援に必要な基礎的資料の準備

輸送力、避難施設リスト、港湾図、港湾施設のリスト、臨時ヘリポートのリストなどの整備

第2編 平素からの備えや予防(その2)

○運送事業者の輸送力等の把握

輸送力に関する情報の把握、輸送施設、運送経路等の把握。離島における全住民の避難を視野に入れた体制の整備

○生活関連等施設の把握及び安全確保の留意点の周知等

国民生活に関連を有する施設や危険物資格取扱施設等の情報の整理。施設の管理者への留意点の通知、事業者との連絡網の構築など

○警報の伝達、住民の避難等国民保護措置に関する訓練の実施

防災訓練と連携した訓練の実施、第三者による訓練の客観的評価の実施と計画の見直し

○救援に必要な物資等の備蓄

防災のための備蓄と相互に兼ねた物資の備蓄。化学防護服やワクチン等の特殊な薬品について国・県と連携した対応など

○広報誌、インターネット等を活用した国民保護措置に関する啓発

防災と連携した啓発、武力攻撃災害から身を守るために住民がとるべき対処方法などについての周知

第3編 武力攻撃事態等への対処

初動連絡体制の迅速な確立と初動措置

第1章

武力攻撃等の兆候

情報入手

市独自で初動連絡体制を確立

「緊急事態連絡室」の設置など

迅速な初動対応

○関係機関と相互に情報収集

○初動措置
例) 災害対策基本法に基づく避難の指示、警戒区域の設定、情報収集・分析 等

国による市対策本部設置の指定

体制の移行

市対策本部設置後における対処措置

第2章

石垣市国民保護対策本部の設置

国民保護法に基づく所要の措置を実施

警報の伝達・避難の指示

第4章

武力攻撃災害への対処

第5章

救援の実施

第6章

安否情報の収集・提供

第7章

被災情報の収集及び報告

第8章

保健衛生の確保等

第9章

国民生活の安定に関する措置

第10章

第3章

関係機関との連携

沖縄県

消防

自衛隊

石垣海上保安部等

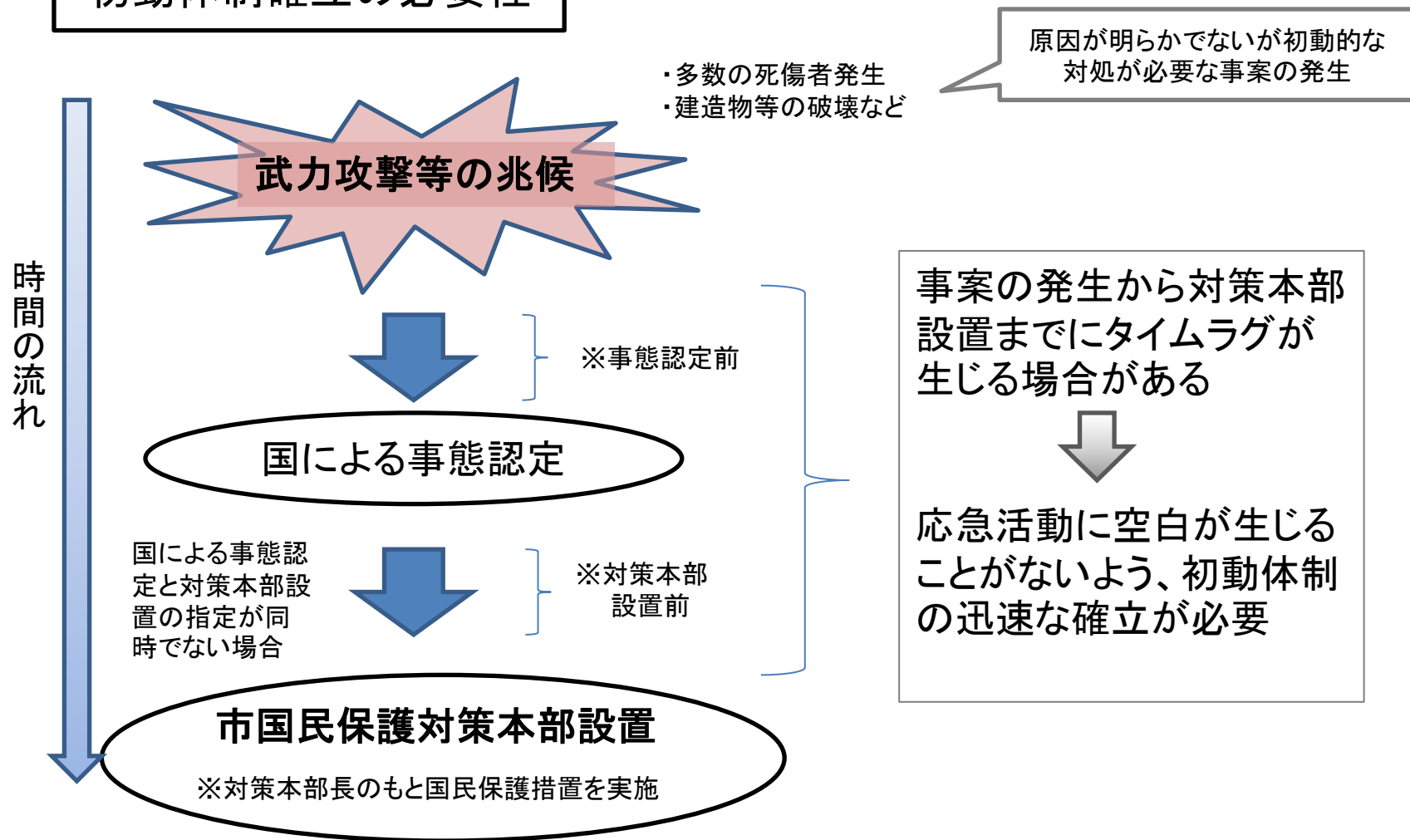
指定公共機関等

その他関係機関

第3編 武力攻撃事態等への対処

初動連絡体制の迅速な確立と初動措置（その1）

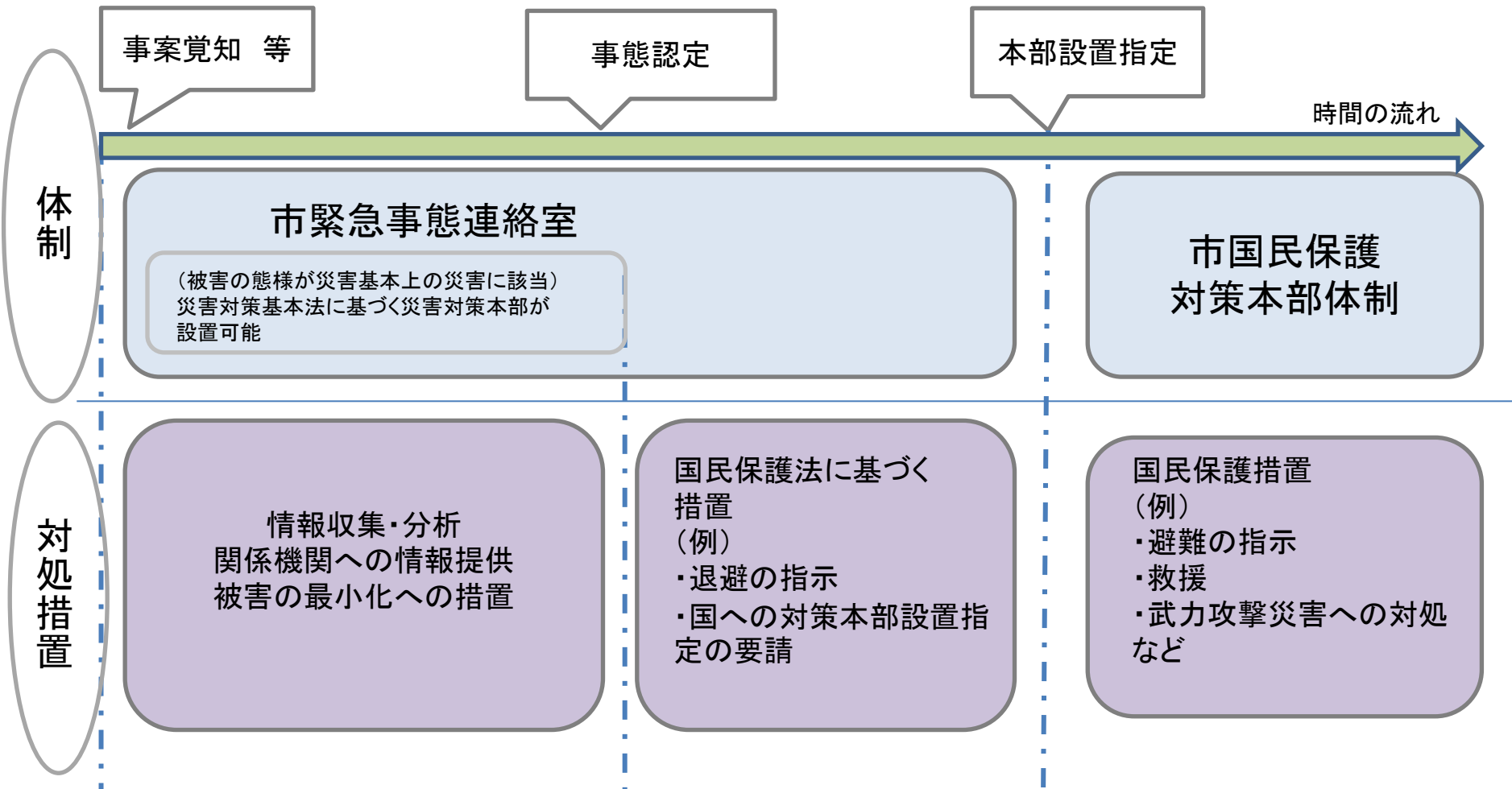
初動体制確立の必要性



第3編 武力攻撃事態等への対処

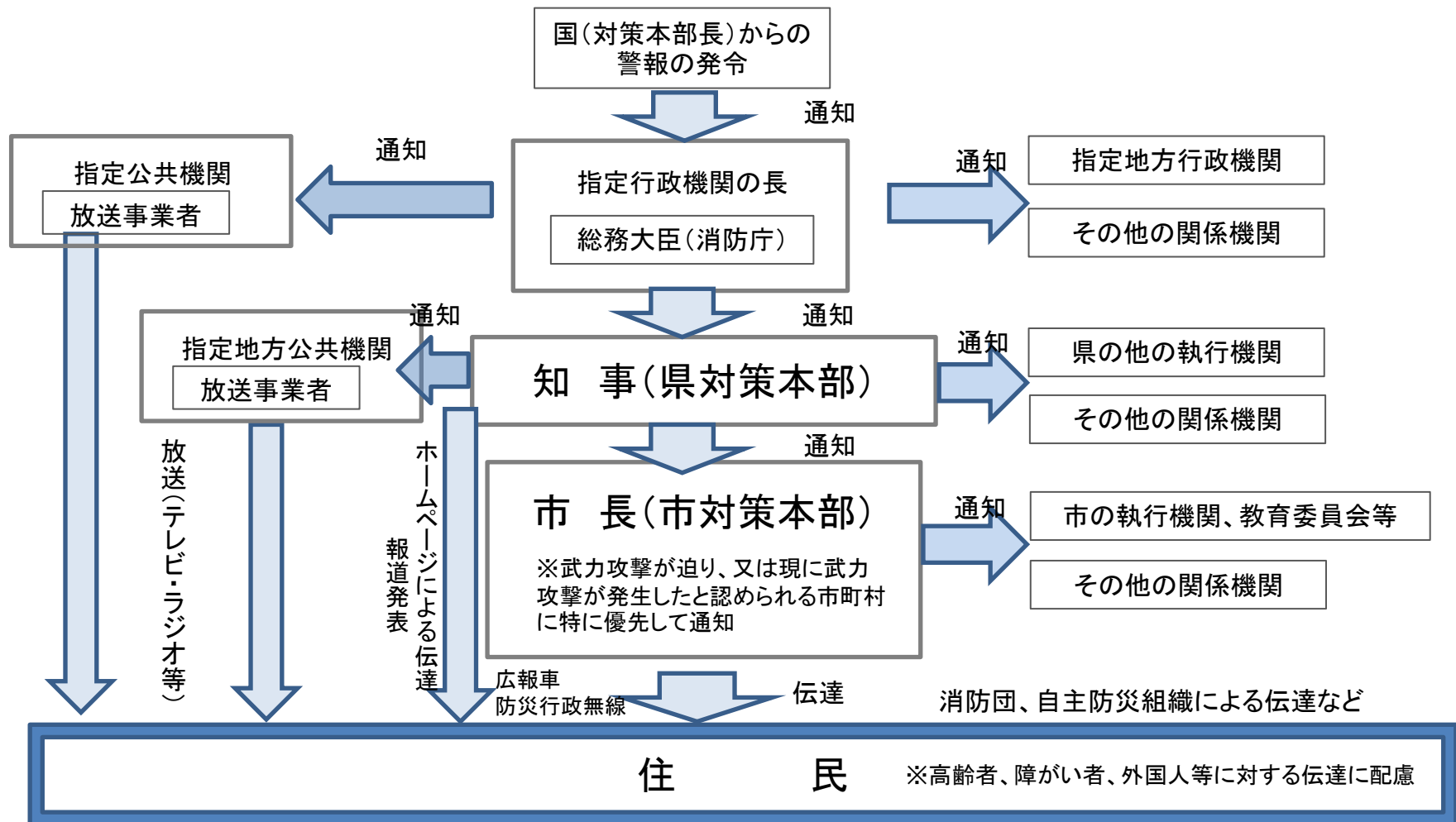
初動連絡体制の迅速な確立と初動措置（その2）

初動体制の措置と流れ



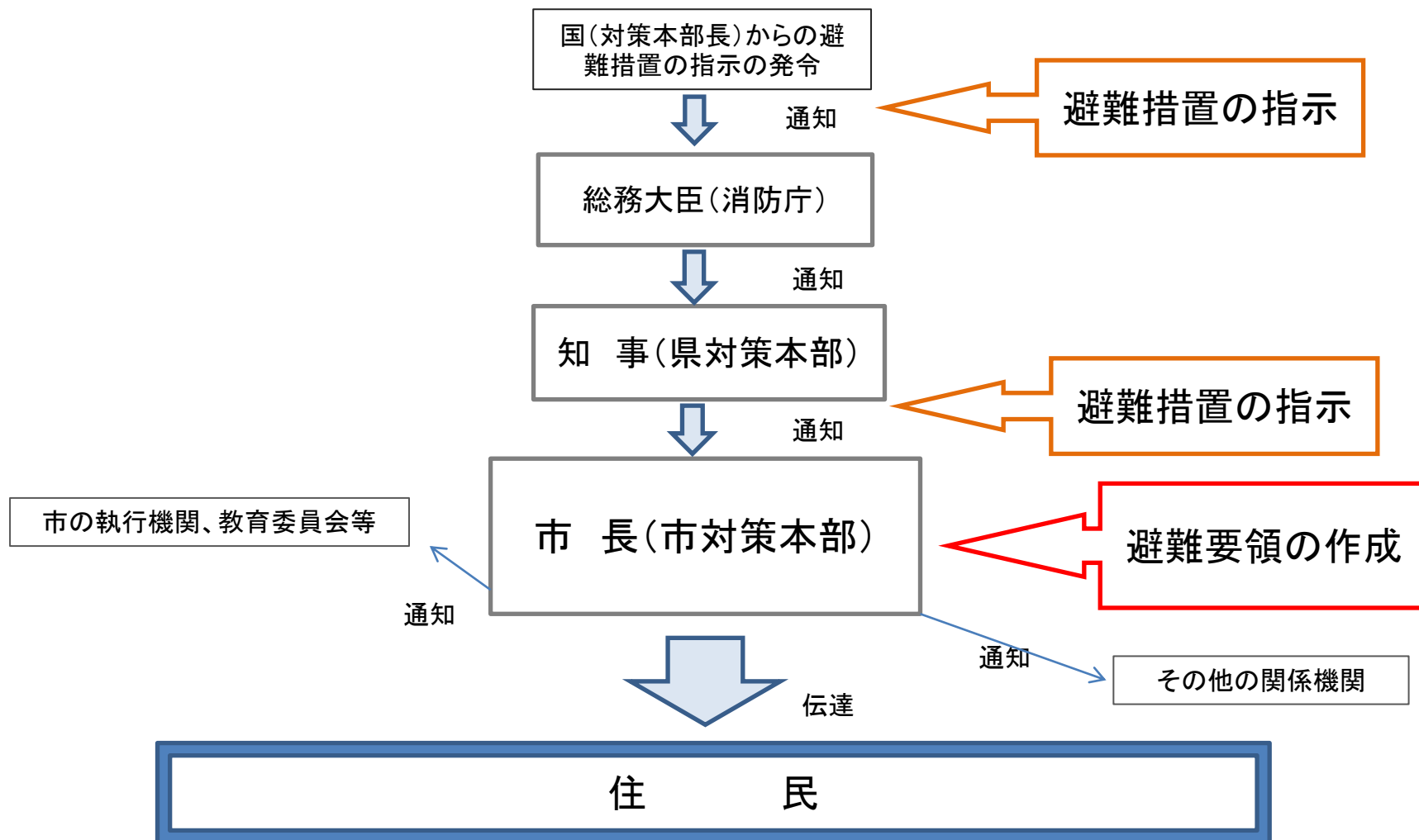
第3編 武力攻撃事態等への対処 警報の通知及び伝達

警報の通知・伝達の流れ



第3編 武力攻撃事態等への対処 避難住民の誘導等(その1)

避難の指示の通知・伝達



第3編 武力攻撃事態等への対処 避難住民の誘導等(その2)

避難の指示の通知・伝達

- 市長は、知事が迅速かつ的確に避難の指示を行えるよう、被災情報や、避難住民数等、収集した情報を迅速に県に提供する。
- 知事による避難の指示が行われた場合は、警報の内容の伝達に準じて、その内容を住民に対して迅速に伝達する。

避難実施要領の策定

- 市長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、避難実施要領の案を作成し、関係機関の意見を聴いた上で迅速に策定する。
- 避難実施要領に定める事項(法定事項)について記載
 - ・避難の経路、避難の手段そのた避難の方法に関する事項
 - ・避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項
 - ・その他避難の実施に関し必要な事項

第3編 武力攻撃事態等への対処 避難住民の誘導等(その3)

避難住民の誘導における関係機関との連携、配慮事項等

○市長は避難実施要領に基づき、市職員、消防機関を指揮し、避難住民の誘導を行う。

※十分な対応が困難な場合 → 関係機関、組織等へ協力要請

○食品、飲料水、情報等の提供

○高齢者、障がい者等への配慮

(災害要援護者支援班の設置。社協等関係機関との連携)

○残留者等への対応

残留者の説得に努め、必要な警告や指示を行う

○避難所等における安全確保

○武力攻撃事態等の類型に応じた留意事項

第3編 武力攻撃事態等への対処 救 援

市は県から救援の通知があったときは、関係機関の協力を得て、以下の措置を行う。

1. 収容施設の供与
2. 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与
3. 医療の提供及び助産
4. 被災者の捜索及び救出
5. 埋葬及び火葬
6. 電話その他の通信設備の提供
7. 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理
8. 学用品の給与
9. 死体の捜索及び処理
10. 土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

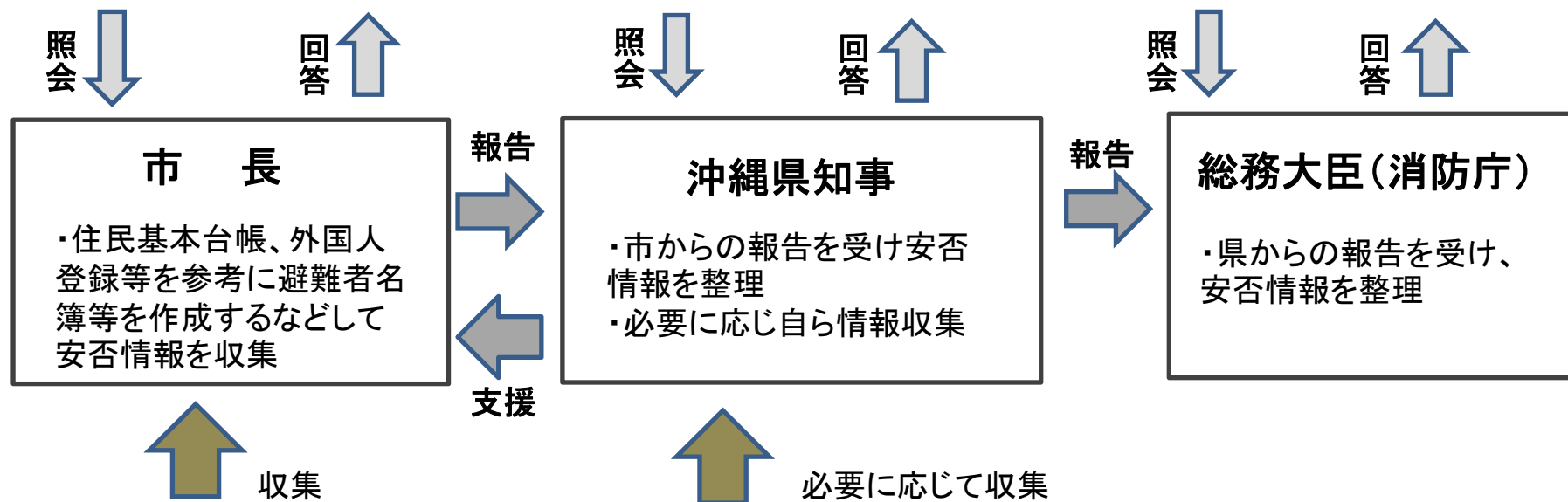


関係機関との連携や留意点について記載

第3編 武力攻撃事態等への対処 安否情報の収集及び提供

安否情報の収集・整理・提供の流れ

国 民



情報収集先

避難施設
避難住民

消防機関

県警察

運送機関・医療機関
大規模事業所・学校

その他
関係機関

第3編 武力攻撃事態等への対処

武力攻撃災害への対処

★応急措置等

武力攻撃災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合において、緊急の必要があると認めるとき、市がみずからの判断に基づき応急措置等の必要な措置を講ずる。

○退避の指示 ○警戒区域の設定 ○応急公用負担等

★生活関連等施設の安全確保

生活関連等施設の安全確保に関する情報収集及び支援について必要な事項を記載。
危険物質等に関する施設管理者への措置命令等

★NBC攻撃による災害への対処等

応急措置、関係機関との連携、NBC攻撃により発生した汚染原因に応じた対応について記載

第3編 武力攻撃事態等への対処 (その他の記載事項)

★被災情報の収集及び報告

電話、FAX、防災行政無線その他の通信手段により、武力攻撃災害の状況の概要、被害状況等の被災情報収集について記載

★保健衛生の確保等

避難住民に対する健康相談の実施、感染症予防対策等の措置、廃棄物の処理等について記載

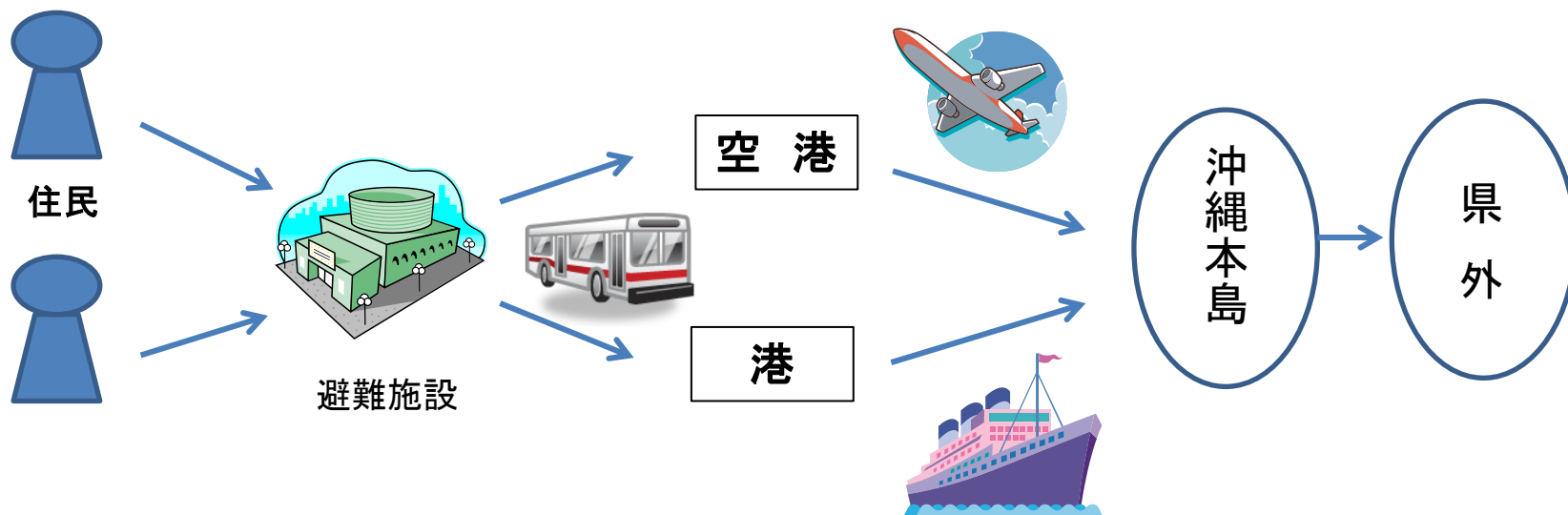
★国民生活の安定に関する措置

生活関連物資等の価格安定、公的徴収金の減免等の措置(市防災計画に準ずる)、水道施設など生活基盤等の確保について記載

★特殊標章等の交付および管理

第3編 武力攻撃事態等への対処 離島における住民の避難

島外への避難のイメージ



島内避難

島外避難

県外避難

第4編 復旧等

★応急の復旧

- ・市が管理する施設、設備、通信機器、ライフライン施設の応急の復旧
- ・輸送路の確保に必要な市が管理する道路、漁港施設、空港、及び港湾施設の応急の復旧のための措置

★国民の保護措置に要した費用の支弁等

- ・市が支弁した国民保護措置に要した費用を国に対する請求
- ・市が行う損失補償、及び損害補償、損失補てんに関する事項

第5編 緊急対応事態への対応

市は、緊急対応事態(大規模テロ等)においても、警報の通知及び伝達を除き、武力攻撃事態等への対応に準じて行う。

※緊急対応事態における警報の通知及び伝達

国の対策本部長により通知及び伝達の対象となる地域の範囲が決定されることを踏まえ、市は、その対象となる地域を管轄する機関、当該地域に所在する施設の管理者及び当該地域を管轄する機関に対し通知及び伝達を行う。